

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成16年6月21日

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長 石川 裕己

調達機関番号 020 所在地番号 13

第1012号

1. 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業 務 名

P F I手法による東京国際空港国際線ターミナル、エプロン等整備運営事業に関する
検討調査業務

(3) 業 務 内 容

業務の内容は、P F I手法による東京国際空港国際線ターミナル、エプロン等整備運営事業における財務、法務及び技術面の次の事項に関する検討調査業務とする。

ア. 実施方針の策定及び公表に係る事項

イ. 特定事業の評価・選定、公表に係る事項

ウ. 民間事業者の募集及び選定に係る事項

エ. 協定の締結等に係る事項

オ. その他の事項

(4) 履 行 期 限 平成17年3月25日

2. 参加資格

以下に掲げる資格要件を満たしている企業又は公益法人であること。

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中特別の理由がある場合に該当する。

平成16・17・18年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、そのランクがA又はB等級に格付けされた者であること、又は国土交通省航空局の平成15・16年度国土交通省一般(指名)競争参加資格「測量等」の「建設コンサルタント」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、そのランクがA又はB等級に格付けされた者であること。

前 の認定に係る業務に関して、国土交通省より指名停止を受けている期間中でないこと。(協力者を含む。)

3. 企画提案書の提出者を選定するための基準

提出された参加表明書を次の基準項目により評価し、企画提案書の提出者を3～5者程度選定する。

(1) 提出者のP F I関係業務等に関する実績

(2) 管理担当者及び主任担当者(財務、法務及び技術)のP F I関係業務等に関する実績及び経歴等

4. 企画提案書を特定するための評価基準

提出された企画提案書を次の基準項目により評価し、企画提案書を特定する。

(1) 提出者のP F I関係業務等に関する実績

- (2) 管理担当者及び主任担当者（財務、法務及び技術）の P F I 関係業務等に関する実績及び経歴等
- (3) 提出者の利益相反行為に対する防止体制等
- (4) 業務の理解度、業務の実施方針及び特定テーマに対する提案等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3
国土交通省航空局監理部経理補給課契約係
電話03 - 5253 - 8111 内線48654

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成16年6月21日から平成16年6月30日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日の10時00分から17時00分まで。)
交付場所 上記5(1)に同じ。
交付方法 交付場所にて、無償で交付する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 平成16年7月1日17時00分まで
提出場所 上記5(1)に同じ。
提出方法 16部（クリップ止めとし、製本しないこととする。）を持参又は郵送（ただし、書留郵便に限り、受領期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 平成16年8月18日17時00分まで
提出場所 上記5(1)に同じ。
提出方法 上記5(3)に同じ。

6. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 3
国土交通省航空局飛行場部管理課東京国際空港再拡張事業推進室
電話03 - 5253 - 8111 内線49126

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。

(4) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(5) 上記2 に掲げる認定を受けていない者も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(6) 本業務は、P F I手法による整備・運営事業の一環として位置付けられており、文書・情報管理の徹底を図り、機密の保持に努めること。

(7) 本業務を受注した者、協力者及びこれらの者と資本又は人事面等において一定の関連がある者は、この契約の対象となる施設の整備等について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第6条に基づく特定事業として選定された場合にあつては、同法第7条に定める民間事業者の選定に応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となつてはならない。

なお、「一定の関連がある」とは、受注者（協力者を含む。）との間に、商法（明治3

2年法律第48号)第211条の2第1項又は第2項に規定する親会社・子会社の関係がある場合(資金の50パーセントを超えて出資し、又は出資を受けている場合を含む。)又は当該業者の代表権若しくは業務執行権を有する取締役若しくは社員を兼ねている者がいる場合をいう。

- (8) 受領期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (9) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 虚偽の記載をした参加表明書及び企画提案書を提出した場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、当該参加表明書又は企画提案書を提出した者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (11) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (12) 参加表明書及び企画提案書の取扱い
提出した参加表明書及び企画提案書を、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。
提出された参加表明書は返却しない。
特定されなかった企画提案書は終了後、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を企画提案書に記載すること。記載なき場合は、国土交通省航空局において廃棄する。
提出された参加表明書、企画提案書及びそれらの複製は、それらの提出者の同意がある場合を除き、企画提案書の提出者の選定又は企画提案書の特定以外に使用しないものとする。
- (13) 参加表明書及び企画提案書の提出後においては、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者が発注者が認める者でなければならない。
- (14) 参加表明書及び企画提案書の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (15) 詳細は業務説明書による。

7 . Summary

- (1) Classification of the services to be procured: 42
- (2) Subject matter of the contract : Research work of design, construction, managing and finance of international terminal area of Tokyo International Airport by PFI style.
- (3) Time-limit to express interests : 5:00 p.m.1, July, 2004
- (4) Time-limit for the submission of proposals : 5:00 p.m.18, August, 2004
- (5) Contact point for documentation relating to the proposal: Contract Section, Accounting and Provision Division, Administration Department, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport.
2-1-3.Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918 Japan.
TEL.03-5253-8111 Ext.48654